

文教福祉委員会

令和3年2月4日（木）

午前9時59分～午前11時56分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】中山議員

【執行部出席者】

・保健福祉部 大城保健福祉部長、村口障がい福祉課長  
ほか、関係職員

【案 件】

・執行部との意見交換  
・委員間討議

○池田委員長

おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

早速議事に入りたいと思いますが、本日の議事の進め方につきましては、まず委員の皆様から所管事務調査として、これまで宮崎市の行政視察や執行部からの意見聴取、また聴覚・視覚障がい者の団体の皆さんからの意見聴取を行ってまいりましたが、これによって、これまでの調査の中で皆さんが感じられたこと、また執行部の皆さんにお伝えしたいということを書いていただきたいと思います。その後執行部からの、それに対する御意見などを述べていただければと思っております。その後各委員に改めて執行部に確認したい事項がありましたら、発言をしていただき、そのことについて意見交換を行うという流れで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。これまでの調査を通して、御意見や執行部のほうにお伝えしたいことなど、御発言をお願いいたします。全員から発言をしていただきたいと思いますので、まず、嘉村委員からよろしいですか。

○嘉村委員

おはようございます。いろいろと聴覚障がい者の方や、残念ながら一身上の都合で、視覚障がい者の方との意見交換が出席できなかったのですが、記録を読ませていただきまして感じたのは、本当に障がい者の方々というのが、日常の生活において、非常に情報がうまくされなくて、そして大変不便な生活を送られているなど。いうことを本当に実感したわけですね。そういうことからすると、今後、障がい者の方々が、社会に参加していただくためには、やっぱり、話前後しますけども、皆さんの話聞いていると、本当に

こう、世の中の隅っこで生きているなというふうな感じで思っているんじゃないかなという感じがしました。だから、あの方々も共に、我々と健常者と共に生活できる社会環境を改めて、構築していかなければいけないのだろうというふうに思ったわけです。そして、それにはやはり条例をつくって、条例はこうあるべきだろうということを理念として掲げてありますから、これがある中で、今、各種プラン、障がい者プランとかの中で進めてありますけども、これを理念の基に、しっかりとしたものを政策、施策として進めていくことが大切なのではないかなというふうに感じ取ったところでもあります。そういう理念条例、必要ではないかということ強く訴えておきたいと思います。各条例のつくった内容を見れば、それぞれ市の責務とか、あるいは市民の役割、企業の役割というのは、書いてあるわけですね。それに沿って、宮崎市に行ったときに見たのは、コミュニケーションボードとか、コンビニはこういう、何を求めているかというのを一覧表でわかるようになっているのですね。こういうものをやっばし、具体的につくられたりすることを見れば、やはりこういう理念があって、具体的な施策が出てくるのだろうと。そして、推進協議会みたいなものがあって、年に何回かわかりませんが、いわゆる身障者の方とか、関係団体の方とか、学識経験者の方とか、いろんな方の中で、改めてその施策の見直し等の意見等も出されながら、進めていらっしゃると聞いて、非常にいいことだというふうに思った次第であります。執行部のほうにやっていただきたいということです。

○重田委員

今までいろんな行政視察、それと意見交換行なってきましたけど、その中で、やっぱり私がよくわからなかったのですが、いろんな行政の窓口においても、手話のできる人が常にいるわけではないし、ちゃんと配置していますよということがあっても、いないときもあるということをおっしゃっています。また、手話についても、年とって学んでもなかなか身につかないということをおっしゃいました。小さいときから学ぶべきと。これ点字についても同じということでした。そして盲導犬についても、県内に4頭ぐらいい、市内に1頭しかいないということで、もうちょっといるんじゃないかなと思ったのですが、実感としては、それぐらいいかないのかという、そして、聴覚障がいの人は手話、視覚障がいの人は点字ということで私は理解していたのですが、その中でも使える人も限られているということで、すべてがそれを網羅しているということがないということも知りました。そして教育としても、やっぱり小さいときから、そういう人たちと一緒に教育を受けたら、それに対する理解とかいろんなものが深まるということを感じました。そして市町村での条例の必要性については、やっぱり行政の役割が違っている。そして、市長については、住民と直接つながっているという考えで、啓発、普及や、講座開設、訓練等はすぐ行うことができるし、また婦人会等の各種団体ともつながっているということでもございました。そういうのも踏まえて、条例の必要性が非常に感じております。

○富永委員

おはようございます。私がこれまでで感じたことですが、ちょっと時系列で言いますと、ちょうど昨年の1月に、初めて聴覚障がい者団体との意見交換会をさせていただきました。この中で、聴覚障がい者の方のお話を聞く中で実態を知って、本当に大変な思いをされながら生活をしているなということがわかりました。その中で、佐賀市にも手話言語条例があったらなあという御意見も出ておったところです。その後、県議会が数年前に言語条例できましたので、7月にお話を伺いに行き、制定までのいろんな御苦労とかを、議会側と執行部側から、両方お伺いをしました。その中で、理念条例にならないように、実効性のあるものなるもののようにやはり心がけているということを知ったところです。そのあと11月に宮崎市を視察したところだったのですが、ここでの気づきというのが非常に大きかったように感じています。まず、市と県と同時進行で進められたこと。そこで、執行部の熱意というのが本当によく伝わってきました。コミュニケーション条例は、通称が心つながる条例ということで、障がいがある方もない方もということを理念に掲げてあって、そこはですねやっぱり、他の外国人にも言えることかなということも心が広がったなというふうに感じています。そして先月、1月に再度、聴覚障がい者団体と視覚障がい者団体から御意見を伺ったところですが、そういった中で切実な思いというのも伝わってきましたし、疑似体験もさせていただきました。それで全部が分かったわけではないのですが、現状を聞くことによって、私の気持ちも少しずつ近づいていったのかなというふうに思います。特に視覚障がい者団体の方と初めての意見交換だったのですが、先ほど重田委員言われたように、盲導犬が佐賀市には1頭しかいないのだということも驚きでしたし、私が一番びっくりしたのは、横断歩道のスピーカーが、その向きによって――、例えば東西方向なのか南北方向なのか、微妙な角度によって、全くわからないんだということをお伺いしました。私はそれまで、横断歩道にスピーカーがついているだけで、もうそれは役を果たしていると思込んでいたので、それも新しい気づきだったなというふうに感じています。そういった一連の流れを通して、私の中ではやっぱり条例があったほうがいいなということが、日ごとに思ってきましたし、今日は私たちの思いを執行部の皆さん方にお伝えをして、距離を縮めていけたらなというふうに思っております。

○山下明子委員

おはようございます。富永委員から時系列で言っていて、とてもよかったと思うんですが、私は聴覚障がい者団体のほうから最初に手話言語条例の要請があったときに――、これは私が個人的に、バリアフリー映画をつくる活動に取り組んでいることもあって、その時点で、聴覚障がいは決して手話の人だけじゃないんだということを常に強調されていたんですね。それで、難聴者の気持ちを分かってほしいとずっと言われていました。手話がわかる人は3割しかいないと。だから、年とったら聞こえなくなることも含めて、もっと難聴者のことを考えてほしいということも、ずっとこう言われていたことがありました。それでそれもあわせて、この聴覚障がい者団体との最初の意見交換会の際には、

いろんな方たちがおられたので、いろんなレベルからの話を聞くことができたわけですが、聴覚に絞って言うと、2回目には改めて、そうは言っても手話とどうして言われているのだろうかという、そのなぜ手話にこだわっておられるかの気持ちを聞くということに興味があったかなと思います。それはそれとして、つまり、手話というのを言語として認められないで、口話でしゃべりなさいと、もうそのしゃべれない人はちょっと恥ずかしいというような位置づけで、言葉として奪われていた時代があったということを知ってほしいということをしごく言われて、要するに、手話は道具ではなくて言葉なのだ。手話の言葉のつながりで物を考えるようになっていたので、そこは分かってほしいということも言われたのです。ずっと考えていくと、途中から聞こえなくなって手話を学ぶのは本当にしんどいことだと思いますから、だから7割の人がわからない状態ですが、早い段階から、小さいときからみんなが普通に英語を学ぶように手話を学ぶとか、あるいは視覚障がい者にとっての点字も、ゲームの感覚でもいいから点字になれ親しむ感覚などを、一般的にみんなやっていたら、途中から聞こえなくてもわかるような環境ができるだろうなとか、そういうことを考えさせられました。それは視覚障がい者との意見交換会でも、点字がわかる人は、今やもう1割ぐらいたと言われていたのですが、そうかと言って点字が必要ないんじゃないかと、やっぱり点字は必要だということで、音声も点字も両方とも、いろんなやり方で、情報がきちっと保障される状態をつくっていくというのが、やっぱり大切なんだということを改めて感じました。それで、ちょっと前後しますが、やっぱり宮崎の視察をしたときに、委員会としては、聴覚だけに最初こだわっていましたが、そうではないと。もうその障がいの有無も超えて、今は障害者手帳を持たなくてもやっぱり、障害者手帳を持っていない、聞こえない人や見えない人が、ちゃんと保障されるようにするということが本当に必要なので、そういう意味でのコミュニケーション条例ということが、やっぱり必要じゃないかというふうに思います。現に、いろんな機器の貸し出しやらが制度としてありますが、大概その手帳何級とか、手帳1、2級とかってことで限られていて、もう持たないほとんどの人たちは、実際は、そこから漏れている状態ですよ。行政としてもその状況をどこまでつかんでいるのかなというところを、本当はきちっとこう分かっていないといけない部分だなと思うのですよ。だから、支給状況は分かる。でも、支給されている数がすごく少なくて、本当にこれだけだろうかと思うところがあるので、そういうことも含めて全体で取り組めるためにも、その条例ってやっぱり必要だと思います。社会の理解を深めていくという上でも、そういうことが本当に必要だというふうに改めて思います。私はその行政が執行部としてやっぱり制定してもらいたいと思っているのですよ。それをちゃんと期待できるのだろうかというところで、みんなドキドキしているわけなのですが、常に当事者の方とは接しておられるから、分かっていないわけではないと思いますが、やっているからいいですよ、じゃなくて、これを市民全体で推し進めるために、条例をぜひつくってほしいというふうに思います。

#### ○川崎委員

私はもう結論的に言いますけれども、皆さん方からいろいろと、聴覚障がい団体への意見交換、また視覚障がい団体等々、私も体験しましたけれども、何と言っても、私自身としては条例をつくるに当たっては、もう皆さん方が、やっぱり執行部がその気にならんとできないというふうには感じているわけですね。社会的にこの障がい団体は本当にかわいそうな人たちいっぱいおるものですから、私自身もこれが、私自身も手話とか、いろんな点字等々も勉強しなきゃなというふうな感じていますけれども、今日の会議、この会合は、もう極端に言うんですけど、やっぱり執行部がその気になって条例制定に向けた考え方を持って出してもらいたいというふうには感じているところでございます。

#### ○久米勝也委員

私は、今まで障がい者団体の皆様との意見交換や、執行部の皆さんとの意見交換してきた条例をつくる必要は本当にあると思っております。その理由としては、障がい者団体との意見交換のときもそうでしたが、今でもやっぱり要望が幾つか挙がっております。その中でやっぱり、聴覚障がい者団体の要望の1番は、手話が言語であるということでした。視覚障がい者団体においても、点字が視覚障がい者の1番の文字であるという点だった、ということですね。意見交換のときもそうだったのですが、市民の皆さんが、当たり前のように、障がい者団体の皆さんの思いを、市民の皆さん当たり前のように子どもから高齢者まで、普通に手話や点字ができるというか、認識をしていただいてもらう社会になっていくのが1番の思いということを言われました。それがやっぱり皆さんの1番の理想、なかなか難しいとは思いますが、やっぱりそういうことを進めていくべきだと思います。そういう中で、やっぱりその宮崎市の視察に行ったときの執行部からお聞きした、宮崎市としては今後のまちづくりとして、情報コミュニケーション条例を制定して、幅広く市民に、特に皆さんやられていると思うのですが、障がい者の方、もちろんやらないかと思いますが、健常者、普通の市民の方がどう認識するかっていうことを宮崎市も一生懸命考えて、コミュニケーションボードをつくって分かりやすくしたり、企業が何かそういうパンフレットやそのコミュニケーションボードの印刷をできるようにしたりして、配って幅広くその市民に啓発をする。そういうまちづくりをしたいから、私たちはやっていますということだったので、私もこれが1番肝だと思います。私は執行部の方がやられていないと思いません。一生懸命障がい者のことはやられている。それはあくまでも少し受け身ではないかなと。なぜその条例が必要かという、もっと積極的に、どちらかという、こちらから発信して、市民の皆さんにこういう条例をつくったから、こういう政策をやりますから皆さん、理解してくださいとか、こういう、例えば子どもたちが遊びながら、保育園とか小学校で、自分の名前とか挨拶ぐらいをちょっと手話で、こう習ったら――、点字もそうですけど、家に帰って、要するに、親が、あら何をしているのと言ったら、これ教えてもらった私。そういうことをやっていけば親も今度、逆に興味を持って行って普及

していく。高齢者においては、要するに老人会なんかで、例えば手話とかやれば頭も使うし、手も使うし、簡単なことでもいいんじゃないですか。そうなったら、私はその認知症の予防にもなるんじゃないかと思うのですよ。だから、いろんな幅広くされて、教育としてこうきちっとやるのではなくて、もうその遊びながらでもいいし、そういう環境をつくっていく。今、いろいろプラン、計画、障がい者プランとか、福祉計画でやられていると思うのですが、いろんないいことを書かれています。それをやっていただいていると思うので。でも1番の問題は基本理念、宮崎の基本理念もありましたけども、やっぱり障がい者特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し基本理念等を明らかにして、その施策を総合的に推進するために、この条例を制定するとあるのですね。だからみんなでやる。だから私たち議会だけでやってもできないし、もちろんその執行部からやっていただくのが1番いいので、逆にいうと執行部と議会が一緒になって今度啓発をやっていけば、もっともっとそういう、市民に広げることができるというふうに思いますので、やはり私はそういうことを含めて、できれば一緒になって条例をつくって、積極的に推進していく。要するに、攻める。攻めていったらいかんのかもしれないですけど、受け身じゃなくて、こちらから発信して、そういう今後長くかかるかもしれませんが、佐賀市はそういう障がい者に対して皆さん、子どもから大人まで、佐賀市ってみんな手話とか点字ができるばいとか、そういう理想じゃないけど、そういうのを発信していく、全国でもそういう市はないと思うので、そういうきっかけとして、その条例を制定してやっていく、とやったほうが、私は今後のまちづくりとしていいと思うので、ぜひ、一緒になって制定していただきたい。

○永渕副委員長

まず今回、こういうずっと調査をしていく中で、私はこういうやっぱりタイミング的なものもあって、やっぱり、特に佐賀というものは障害者スポーツ大会というものを控えているという状況になっていると。そういうところで改めて、佐賀市の障がい者福祉というのが注目されていくということを思っています。そういうところで一体何ができるのだろうかというところを、自分は今考えているところです。そして、大きな災害とかもこの佐賀市も出てきました。そういうところで障がい者の皆さんがどんなふうな状況にいるのか、どういうふうにしていけばいいのかというのも、課題としてまだ残っている部分、ここはやっぱり今後、どういうやり方でやっていくかというものを今考えていく必要があるのか。また、視覚障がい者の方とお話をしているときでしたけれども、やはり、その自分は健常者と同じつもりで、一般学校でも出て、そのつもりだったと。しかし、やっぱりどこかであきらめざるをえなかったという、そういう話を聞きながら、それでも前向きに自分とはとらえてやっていこうとしている姿というのが、非常に印象に残りました。しかし、やっぱり、そういう意味では、まだまだ・・・、自分はそう思っている、一般の人と一緒にだと思っているというところにバリアがあって、そういうところはやっぱり取り除いていかな

いという意味では、障がいのある人の差別ということを含めて無くしていく。そういうことに対して、いろいろアプローチというの必要なかなあというふうなことをいろんな方と話しながら考えた次第です。ここまで言ったところで、なぜ必要かということなんですけども、佐賀市のここまでの尽力というのは非常に認めながらなのですが、やはりいろんな意味で、この次の段階というところにぜひ入っていただきたい、そういう思いがあります。次のステップに入っていただきたい。そういうところで、例えば、先ほど久米勝也委員もおっしゃいましたが、この学校教育等においても、やっぱり多様なコミュニケーション手段とかを理解していくようなことの活動というのは、必要ではないかと思っておりますし、またそういうコミュニケーションに対して、こう必要だというような――、児童生徒への学校生活ですね、この支援というの僕ももうこれから必要なのではないかと思います。それで、こういうところで、まずとにかく必要なところという。なぜそう思うかということなんですけれども、まずはその手話や点字また要約筆記とかもですが、こういうコミュニケーション手段を選べるように、障がいのある人が選べるにするためには、この支援者を育てていく必要があるというところがあります。そのためには、やはりこの具体策というところが、今後必要ではないかと思っております。佐賀市の計画、障害者福祉計画等も見ていると、やはり事業に対しての実績というのが、数としてはあらわれないで実施事業であるとか、任意事業でもそう――今読んでいるのですが、その数としてあらわれてない、やっていますよというところで、本質的なところというのがなかなか見えづらい部分があるので、そういう部分を解決するために、やはりこのコミュニケーション条例というのを制定していく中で、しっかりとしていろんな事業が数としてあらわれることかなあというところを思っています。とにかく、言いよることは、今佐賀市における計画というのは非常に総論が多くて、具体策が足りない。そこを補うために、こういうそのコミュニケーション条例等を通して、市民、そして企業、そして行政等がいろんな施策を考えていくという、そういう機運としては今が1番チャンスなのではないかとそう思っています。そういう意味で、この具体的なことを発信できる、具体的なことをやっていくんだということを発信するという意味で、ぜひ市には今回の機会をとらえて、このコミュニケーション条例にチャレンジをしていただきたいとそう思います。

○山下明子委員

久米勝也委員の発言から、ちょっと言い忘れたのを思い出したのですが、それから今の永渕副委員長も言われた、その教育の問題で、要するに今、この聴覚障がい、視覚障がいって、福祉のサイドだけで考えているところにやっぱり限界があると思うんですね。それで、手帳が一つの要件になっていたりということに、どうしてもなってしまう。だから手帳を持たない人にはできませんというのが、もう今まで、ずっといろんなことのやりとりですよ。ところが現実に、見えない、聞こえない、年をとったために見えなくなる、聞こえなくなる。聴覚の人が年をとって目が見えなくなるし、視覚の人が年をとって

耳が聞こえなくなったら、盲聾になっちゃうという話も出たのですよね。盲聾の人たちの対応をどうするのかっていうのも全然見えない。でもそれも、なんの手帳だという話になってくるのですよね。この人は視覚障がいの手帳だけど、聴覚の手帳はないよねとか、そういうことになるじゃないですか。それで、結局その手帳の世界ではなく、現実にいる人たちの情報をどう保障していくかということと、例えば、市役所の福祉の窓口だけに手話がいるという話じゃなくて、あらゆるところでやっぱり必要なのですよね。道路の問題で話に行ったときに、そのことが伝えることができるシステムになっているかどうかとか、そういうことも出てくるしということで、それから、その人が学校を受験しようとか、何かの資格の受験をしようと思ったときに、見えない人、聞こえない人のためにどういう試験の方法になっているかと言ったら、それはやっぱりきちっと、社会全体が分かって対応しなくちゃいけないということになるので。これは視覚のほうでは言われたか、聴覚のほうで言われたか、やっぱ手話の話だったから、言語だから福祉ではなくて、厚生労働省だけじゃなくて、文部科学省として考えてくれないと、本当は手話言語法というのが進まないという話がちょっと出てきていたのをメモしていたのですよね。だからそういう意味で、今、福祉のサイドで来ていただいているのですが、いろんな部署がちゃんと分かってもらう上でも、この条例がコミュニケーションの条例だということになることによって、みんな気づきを持つことができるんじゃないのかなというのをお伝えしたいなと思います。

○池田委員長

ありがとうございました。皆さんから発言をいただきました。言い残したこととかないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

今、お聞きになりましたとおり、委員の皆様の意見を統合いたしますと、聴覚や視覚などの身体障がい者だけではなく、その他のすべての障がい者にとっても、生活をする上で不自由しない社会をつくるための基盤となる、情報コミュニケーション条例というものが重要だという御意見だったと思います。またそれをちゃんと形にするべきだという御意見であります。私たち委員会のほうでも、所管事務調査ということで進めております。この後、いよいよまとめの段階に入って、報告書としてまとめた上で、議長に提出する段取りになってまいります。これまでいろんな調査をする中で、皆さんの思いが一つに今なっているわけでございますけども、今回、最後に執行部と意見交換するかどうかというときに、私としてはもう必要ないんじゃないかという思いでございましたけども、皆さんのほうがどうしても皆さんに気持ちを伝えたいと。文書だけで送るんじゃなくて、肉声でお伝えしたいということで、今日は委員会を開催させていただきました。そういう思いを込めた皆さんの意見だったと思います。ここで執行部の皆さんから、この皆さんの思い、所感といたしますか、御意見等ありましたらお聞かせをいただければと思っております。よろしく



お願いします。大城部長お願いします。

○大城保健福祉部長

まずは、所管事務調査でこういった障がい者のコミュニケーション特性ということで取り上げていただいて、いろいろ研究していただいたことに感謝したいと思います。それで私も常日頃から、やっぱり議員の皆さんは、直接やっぱりこう住民の人と接されることも多いし、非常に感覚つかんでおられると思いますので、その辺は尊重して、佐賀市への意見をしっかり受けとめていきたいというふうに考えております。それで、皆さん方の意見を聞いておりますと、やっぱり執行部で条例をとというような話であります。これは当然その条例の内容を皆さんに周知するとか、そういった浸透させていく部分で、やはり執行部のほうがいいと思いますし、また内容——、実現するための実効性といいますか、担保という意味でも、また予算とか財源の措置がありますので、そちらのほうも、当然執行部に期待されている部分が多いと思います。その分ちょっと責任も多いわけですが、そういうことになりますと、やはりその条例をつくる中では、条例をつくる過程の段階から、少し市民を巻き込んでいかないと、これは意味がないというようなことになるかと思えます。あとコミュニケーションのことを理解してもらおうということは、やはりその将来的なビジョンというか、どういう姿にするのかということのある意味しっかり持って、段階的に進めていかなければ、これはちょっと意味がないのではないかと。だからそういった意味では、執行部でやるということについては非常に責任も重いし、ある程度覚悟しなければいけない、いけないのかなというふうには思っているところです。実際に条例の中に——、もちろん条例を制定するかしないか含めて、条例の中にどういったことを盛り込むかによって、いろんな部署とのかかわりが出てきますので、その中で関係部署とも話をしながら、どういった条例が1番効果あるのか、そういったことも研究をしていかなければいけないと思っています。また、あと県の条例もありますので、やはり県の条例がある中で市の条例もつくるわけですので、そういった地域の実情といいますか、つくるのであれば、そういったところを特性というかそういったものを少し、やっぱり条例の中には盛り込まなければいけないというような形になってくるかと思えます。それで、議会のほうの委員の皆さんのほうでは、やはりその早く制定をしなければいけないというような考え方をお持ちだと思います。それで、我々がちょっとモタモタしていると議会のほうでも、自分たちでもつくるよというような話になるかも分かりませんが、ただ、皆さん方の意見聞いて、ちょっと消化不良になりそうなのですけれども、今我々も、なかなかこれ全部拾い上げていくというようなことができるかどうかというのは、やっぱりこれから色々なことを研究していかなければいけないかと思っています。ただ、やっぱりこう、いつまでにとか、ほんとに我々がやる意思があるのかというのを、そちらのほうが多分心配されると思いますので、そこは我々、決して条例を否定しているわけでも何でもなくて、プランでやっていますけれども、プランのほうでいいのかそれとも条例まで含めて、まず永渕

副委員長が言ったようにタイミングの問題とか具体性の問題とか、そういうのはありますので、そこがある程度その条例を制定することによってできるかどうか、そういったのは研究をさせていただきたいと思っております。ただはっきりしたことを、ちょっと今言えないのがあれなのですけれども、私だけが決めても、条例を作れるものでもない。もちろんその関係部署と、もちろんトップの判断もありますし、そういったことでは、そのあたりと調整をしていきたいというふうに思っております。

○池田委員長

ありがとうございます。私も簡単にできるとは思っておりませんし、それだけ内容は詰めていかなければいけないと思います。執行部にただいま御意見いただきました。今回いただいた御意見につきましては、所管事務調査の意見を取りまとめる際の参考とさせていただきたいというふうに思います。この件については皆さんのほうから、ぜひよろしいですかね。

それでは次に、執行部に対して確認をしておきたい事項についてでございます。ぜひ委員の皆さんにも何かあればということで、申ししておりましたが、これまでのところ出ておりませんでしたので、こちらのほうから事前に2点だけ、確認事項としてお尋ねをしておりましたので、まずその件について、説明をお願いしたいというふうに思います。

まず1点目ですが、2月1日号市報さがに掲載されておりました、ネット119緊急通報システムについて、以前この委員会で、執行部からの聞き取りの中で、取組事項として県に関する発言がございましたので、この内容について詳しく説明をお願いしたいと思います。次に2点目は、市の発行物の活字文書読み上げ装置。これはテルミーという機械ですけれども、この普及がなかなか進んでいないということで、視覚障がい者の団体のほうにもお聞きしたところ、音声コードの読み取り機についてのワードのバージョンが悪くなっているためか、使いづらいとの意見も出ておりました。そこでこの活字文書読み上げ装置についての、この現状と取組についての説明をお願いしたいと思います。この2点について説明をしてもらった後、委員の皆さんから、ほかに執行部に確認しておきたい事項がありましたら、上げていただきたいと思っております。それではまず1点目の、ネット119緊急通報システムについて説明をお願いします。

○村口障がい福祉課長

ネット119通信システムの説明につきましては、大変恐れ入りますが、実施者でありまして、佐賀広域消防局の担当者をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○池田委員長

ただいま、執行部からそういう申し出がありましたけれども許可してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、それではそれでお願いします。

○村口障がい福祉課長

それでは、入室させていただきます。

◎広域消防局入室

○池田委員長 先に資料を配らせていただきますので、今日はわざわざすみません、来ていただきましてありがとうございます。よろしくお願いします。そしたらすみません、説明をよろしくお願いいたします。

◎佐賀広域消防局説明

○池田委員長

ありがとうございます。ただいまの説明について、皆さんのほうから御質疑とかないでしょうか。

○山下明子委員

これ、聴覚や発話の障がいによって、音声での緊急通報が困難な人というふうになっているんですけど、だったら手帳保持者でない駄目だという理由がよくわからないのですが、その手帳も段階がいろいろあると思うのですが、段階は関係ないのか、何級までとかがあるのか、とかですね。それから、普通の人は何らかの事情によって、その時声が出せないとか、その時聞こえなくなるとかということがあったりするわけですね。そういう意味ではこれ、誰でも使えるシステムになっているほうが本当に望ましいと思うのですが、ここに縮める必要があるようなシステムなのでしょうか。

○佐賀広域消防局松本通信指令室長

今御質問された内容ですけれども、まずその障害者手帳を要件にしていることですが、これはまず、このシステム自体が、やはり当初の目的というのが、そういった障がいがある方のために開発されたということになっております。そこで、実際に聴覚とか発話に障がいがあるかどうかの判断というのが非常に難しいということで、そういったやつが1点です。それからもう一つ、障がいがないにもかかわらず、興味本位で登録をどんどんされることが出てくるんじゃないだろうかということで、そのあたりを防止するために、まずは障害者手帳というものを要件に盛り込んでおります。それで実際、いろいろ私どもも、関係市町の方とお話をさせてもらう中で分かってきたのですけれども、手帳の交付を受けていない方で、だんだん加齢とともに音が聞こえなくなると、加齢性難聴と言われるのですかね。そういった方がおられるというふうに聞いております。そうしたことから、実際その耳が聞こえない方も、その要件には該当するだろうという判断を今のところ考えております。それで先々は、そういった障がいがあるかどうかの判断というのは、私たちだけでは非常に判断が難しいということがありますので、市町の担当の部局の方々といろいろ相談をしながら、今後は要件の拡大を図っていく必要があるだろうということは、内部で今検討をしっかりと行っております。

○山下明子委員

ということは、それはもしどんどん来ちゃったら、そちらの指令室のほうがもう困って

パンクになるという意味でのことと捉えていいのですか。そこは消防ごとに範囲は考えてもいいということですか、全国一律こうですよってことにはなっていないということですかね。

○佐賀広域消防局通信指令室職員

要件につきましては、全国一律というわけではないです。それぞれの消防によって、やっぱり手帳を要件としている消防もあれば、それを外している消防もあるというのが現状です。

○山下明子委員

だったらぜひ、今手帳の世界って本当に狭いので、そうでない人たちで、実情に当てはまる人はちゃんと含まれる対応を、本当、ぜひぜひ検討していただきたいなと思います。

○池田委員長

ほかにございますか。私から1点ですけども。聴覚サポートセンターのほうでも、独自に安否確認されていますよね。それとの兼ね合いというか、すみ分け。どういうふうに違っているのかというのは、何かその辺で消防局とサポートセンターとで、区別とかされているのですか。

○佐賀広域消防局通信指令室職員

サポートセンターのほうでも、独自のシステムをつくられているというふうに聞いております。今回、国のほうから私たち消防はそういった通知を受けてやっているのですけれども、実際このネット119緊急通報システムというものをやっている事業者が数社あります。それで、その辺のお互いが今リンクづけといいますか、メーカーが違ってもお互い連動できるような——、ちょっと専門的になりますけれども、そういったものを国のほうから、その辺がいずれできるように、ちょっとやりなさいというふうな指示がどうも出てみたいですね。メーカーのほうもまだ、きちんと試験ができておりませんが、それに向けて、今、開発をやっているという状況です。それがもし実現できたら、メーカーが違っても、要は日本全国それが連動できるようなシステムになってきます。例えば、佐賀のほうで登録を行った方が、北海道に旅行に行かれて、北海道で救急車の要請をしたと。通常ならば、佐賀のほうに通知が来るような感じですが、佐賀と北海道が同じ——、今現状は同じメーカーであるならば、北海道の消防本部に通報がまっすぐ行きます。そのほうで、北海道の消防本部の端末にGPSの地図表示が出て、ここで要請があっていると。そういったことができるというシステムになっています。ですから、どうしてもサポートセンターのほうで独自に開発をされますと、そこだけの狭い範囲でのシステムというふうになってしまいます。このネット119というものは、本当に完成すればすばらしいものになると思っております。それで、先ほどありましたけれども、消防がたくさん通報入ったら困るんじゃないだろうかというふうにありましたが、あくまでその意図ずれというものがない限り、そこまで消防が困るということはないと思います。

○池田委員長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、広域消防のほうの質疑は終わりたいと思います。本当に急に呼び出しをいたしまして、大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。参考になりました。どうもありがとうございました。

◎広域消防局退出

それでは、2点目の、音声読み上げ装置についてお願いします。

○村口障がい福祉課長

音声コードについての説明でございますが、説明の後に機器を使って、音声コードの読み上げの実演をさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○池田委員長

はい。お願いします。

◎保健福祉部説明及び機器実演

○池田委員長

そしたら、みなさんのほうから御質疑ございますか。

○山下明子委員 この音声コードの機器の話で、日常生活用具の給付の対象になっていまずという説明が、視覚障がいの団体との話もあっていたのですが、たまたまそのときに傍聴していた方や、そこからの話で、今度は要するに、そこのお世話をずっとされている団体の方たちからは、手帳保持者がやっぱり少ないと。だから、手帳保持者自体が少ないので持とうと思ってもなかなか持たなくて、持とうと思ったら、結局、自分で買わなくてはいけないので、高価になるので大変なんだという実情があるということ、ぜひ機会があったら伝えてほしいと言われましたけど、どんな感じですかね。

○障がい福祉課職員

先ほどの日常生活用具についてですけれども、こちら活字読み上げ装置の要件といたしましては、視覚障がい2級以上の障がい者・児となっております、原則として学齢児以上のものが対象となっております。こちらの要件に当てはまりましたら、取得の要件とともありますけれども、基準額9万9,800円のうちの、原則として1割自己負担で御購入をいただけるようになっております。

すいません、先ほどの補足ですけれども、要件に当てはまっていない方についてはちょっと補助の対象外となっております。

○村口障がい福祉課長

今さっき説明があったように、この機器ではなくて、アプリのほうに移行はしていますので、その手帳あるなしにかかわらずというところで、この団体・協会もつくられているというところで、こちらの普及が進めばというところで、市の広報紙については、先ほど職員のほうから説明がありましたとおり、これを周知して、こちらのほうに推奨していき

たいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長

ちょっと先ほどもあったのですが、やっぱり周知ですね。こういったアプリがあるということが、余り知られてない気がしております。この間の検討会の中でも、ほとんどそういう話が出なかった。それから本年度、全庁的に周知する予定ということでもありませんけども、やはりちゃんと周知をして、そしてしっかりいろんな文書についても、そういったUnivoiceコードをちゃんと付けて、郵便物とかもこういったものを配布するという対処をとっていただきたいというふうに思います。皆さん、ほかによろしいですかね。それでは一応2点、事前にお尋ねしていた分でございます。ほかにも皆さんから、確認しておきたいこと等ございましたら、あげていただきたいと思います。

○山下明子委員

これは、さっき富永委員の最初の発言の中にも出てきましたけれども、音声付きの信号機とかをつける場合に、ぼーんと飛びだしてればもういいだろうと思われているんじゃないかということで、聞こえる音源がどこかによって全然その方向はわからないという話があったこと。つまりその道路を造るときでも、何かをするときでも必ず当事者の意見をぜひ聞いてほしいということを常にこう言ってきているわけですが、そういうことがやっぱりできてないのかなあというのを、話を聞いて思ったのです。なので、その音声付き信号機つけますよとなったときに、どうあるべきかということを中心に当事者の人を交えて話をするよということ、各課にきちっとこう行き渡ってほしいなど。それで、とても交通量の激しいところで、近所の人からすればピーポーピーポーうるさいということで、場所によって音声を低くしているところがあるらしいのです。そしたら、いちよん聞こえんということで、意味をなさないところもある。だから、うるさいという人たちに対しては、なぜこれがあるかということを知ってもらいたい。その地域の理解が一方で必要だということですよ。だから、保育所はうるさいという人がいるとかいう話と似ていますけども。なので、お互いがちゃんと分かっている中で、何でこんな音がか、何でこうなのかというのが見えると、邪魔だと思いが、いやいやこの人には必要なのだなと分かるということになると思うので、その辺をあらゆる部署にきちっとこう行き渡る。当事者の意見をきちっと聞くということ、実地でね。試験運用の段階できちっと聞くとか、手直しのきく段階で。でないと、できてしまっただとまたお金がかかるということになると思うので、ぜひそういうことを考えてもらいたいのですけど。そういう実情があるということです。

○村口障がい福祉課長

信号機の設置については県警が担当となっていますが、県警のほうでも、信号がもういろんなえらく進化しているという話は聞いています。例えば、うちの道路整備とか、街路とか、道路に関しては、そこは意見を聞くということは、今回の体育施設の、高木瀬のほ

うに――、三溝線ですかね、この辺の工事に関しても、やっぱそういう、意見を聞くということは、しっかり対応されているというふうに思っています。ただ、県警に言わせると、もちろんその信号機の予算もあるし、要望があれば既存の分でも対応はしている場合もあるということで、私が思った印象としては、県警もかなりそのバリアフリーについては、意識していただいているかと思っております。その辺で県警の方とも連携して、そういった要望とかあれば、うちのほうから要望出したりすることもございますし、委員おっしゃるように、造る前に聞いていくということは、しっかりやっていきたいと思っております。

○山下明子委員

なのでその形があってね、やっていますようなアピールのなものでは困るということですよ。だから、ここは音声信号機もついているし、バリアフリーをよう考えていますねと。分からん人から見たらそう思うけれども、必要な人から見たら、なんのこっちゃ、という場合があるという話なのですよね。だから、県警が頑張っているかもしれんけど、そういうことを段階踏んで、きちっとしていただいていますかねというあたりを、ぜひ気がけていただきたいという話です。

○村口障がい福祉課長

はい。心がけていきます。

○川崎委員

部長にお伺いしますけれども、このコミュニケーション条例に対して、我々の意見等々出しましたけれども、最終的に結論に至っては研究をしていきたいと。いろんな諸問題等々も予算等々問題とか、関係部署等々がいろいろあるということで、研究していきたいと。そこで、研究をしていきたいと同時に、時間がどれぐらいかかるのか、それと制定に向けて研究をしていく気持ちがあるのか、ちょっとそれだけはお伺いしたいなど。本音の話で。

○大城保健福祉部長

今から研究していくということしか、ちょっとお答えできなかったのですが、もちろん制定を前提には当然研究はしていきますけれども、いつまでということになると、それはちょっと今のところはお答えできない。先ほど申しましたとおり、いろんなその条例をつくる前の段階での、いろんな意見の徴収とか、その関係部署とのやりとりとかいろいろありますので、そこはちょっと今のところ、今から研究をしていきますので、ちょっとお答え難しいかと思っております。

○池田委員長

それではほかに御意見もないようですので、執行部との意見交換についてはこれで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。これで執行部とのやりとりも最後になるかと思います。

#### ◎執行部退室

次に委員間協議に入りますけども、これまでの所管事務調査を基に、その報告を議会で行うとともに、執行部に提言を行う内容の原案を決定するための重要な部分となります。このため、委員の皆様には、事前にお配りしておりました、委員記入用のメモ用紙を参考に、特に情報コミュニケーション条例が必要な理由について、執行部がこれまで佐賀市障がい者プラン及び佐賀市障害福祉計画に沿って対応しているとのことですが、このプランや計画では足りない理由、あるいは条例が必要な理由などを、御意見を出していただきたいと思っております。また現状の問題点や課題など、執行部に対する提言についてもお願いしたいと思います。それには、今回の執行部との意見交換もその意見の中に反映させていただく必要があるため、委員会をしばらく休憩して、意見や考えをまとめる時間が必要と考えますが、休憩とってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

少しまとめていただけますかね。それではトイレなどのために10分間だけ休憩をしたいと思います。11時30分に再開をします。

#### ◎午前11時20分～午前11時29分 休憩

#### ○池田委員長

それでは、時間となりましたので委員会を再開します。

委員間協議に入ります前に、所管事務調査事項名について協議を行いたいと思います。現在議長に提出している所管事務調査通知表には、所管事務調査事項名が佐賀市手話言語条例（仮称）制定の必要性について、となっております。調査を進める中で、委員の皆様から、手話に限定するのではなく、障がい者全体のためのコミュニケーション条例として検討したほうがいいのではないかと、そういう意見が多く出されたため、それを踏まえて調査を進めてまいりました。そこで委員の皆様にお諮りします。所管事務調査事項名につきましては、情報コミュニケーション条例制定の必要性について、と変更するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、そのようにしたいと思います。

それでは議事に入ります。意見をまとめていただいていると思いますので、これも委員全員の意見を伺いたいと思います。それでは、山下明子委員のほうから、今度をお願いします。

#### ○山下明子委員

条例の必要性としては、現在、視覚障がい者、聴覚障がい者向けの様々な福祉の施策というのがありますが、一つは手帳保持者だけに限られていることや、特に、情報にきちっとアクセスできるかどうかというのが社会参加の第一歩だとしたときに、手帳を持っているか持っていないかだけでは判断できない。年齢だとかいろいろな状況でそうになってしま



うということで、障がいの有無に限らずに、ということも含めながら、あるいはまた障がいの特性に応じて、あらゆる必要なコミュニケーションの手段を保障していくということが、やっぱりすべての人の社会参加にも通じるということになると思います。なので、今福祉のサイドで行われていることだけでなく、環境整備をしていく上でも、その根拠となる条例が必要ではないかということが一つ。二つ目は、早い段階から社会的な理解を進める上でも早い段階から、手話だとか、点字だとか、そのコミュニケーション手段に関する理解を深める教育や、環境が整備されることが必要なので、啓発も含めて、そういう状況をつくっていくためにも、条例はやはり必要であるというふうに思います。

#### ○川崎委員

ある程度、山下明子委員の中身とは変わらないのですけれど、今回、私も1番感じたことは、手話と点字等々、ある学校の教育関係の方と先生と子どもたちとお話をしたのですが、いろいろ話し合いもしたのですけれども、やっぱりこれをするに至っては、条例制定しなくては浸透しないんじゃないかならうかという感じがしたわけですね。特に私自身も今回、いろいろ研究調査しながら、肌で障がい者の方々と意見交換もしましたけれども、何か考えても子どもたちへの指導、それにはやっぱり先生たちがまず知らなくてはいけないということで、今高齢化社会にもなっているものですから、そういう中で条例の必要性としては、やっぱり教育、学校部門等々に力を入れるために、条例制定が基礎というふうに感じています。

#### ○久米勝也委員

先ほど、私も言ったのとほとんど一緒のことだとございますけれども、その障がい者団体の皆さんと話したら、先ほども言いましたが、どういった社会をつくってほしいかということに、やっぱり手話が言語、点字が1番の文字ということを実先に言われたので、そういう社会をつくるにはどうしたらいいかと。確かに障がい者プランや計画をいくつかやられて、各論的にやられていますけれども、先ほども言いましたが、あくまでもその障がい者の皆さんに対して、受け身みたいにどうしても感じるのですね。やっているつもりで、やられているとは思っているんですけども、実際、じゃあそういう社会になっているかと言えば、私たちは全然そういうふうには思わないし、私の知り合いで手話ができる人は多分いないと思うし、そういう機会に触れたこともないと思うので。逆に、受け身から、やっぱりこちらからみんなで行政、議会、議員で、企業も含めて、市民も含めて、みんなそういうまちを今後つくっていく、佐賀市、それが暮らしやすい都市に私はなっていくと思うので、やっぱり今のプランや計画だけではなく、プラスしてそういう少し条例、そういう理念に特化した条例、強く言ってもいいと思うんですけども、ぜひそういうのを制定して、今後の佐賀市の福祉に対する障がい者にやさしいまち佐賀市、みたいな感じをつくっていくのが理由で、ぜひ一緒につくっていききたいということです。

#### ○嘉村委員

必要性については、このようにやるべきだという、いわゆる基本的な根本的なものがあって、そこにはやっぱり各計画に反映されていくという施策が、というふうに思うわけですから、条例があることによって障がい者の特性に応じた、コミュニケーション手段を確保していくと。いろんなことを考えながらやっていきなさいよというふうな内容をほうり込むことによって、具体的な、総論ではなくて具体的な施策に、反映していくのだろうというふうに考えていますので、条例の必要性を感じています。

#### ○重田委員

いろんな意見は先ほど言いましたとおりですけど、実際、いろいろ団体と話してみても、手話のできる人もあんまり増えてないし、点字ブロック、音の出る信号も設置していますが、実際使う人の立場に立っていないという部分を非常に感じました。そういう部分を進めていく上でも、やっぱり条例の制定は必要だと思います。

#### ○富永委員

条例の必要としては、やはり広く市民に知ってもらおうとか、周知啓発していくために必要だと思います。全国的にも今、この手話言語条例がいろんな市町にも増えているんですけども、やっぱりそれには理由があって、その背景には、この手話の使用が禁止されていたという歴史的な背景があることとか、手話は言語であるんだよということの周知が必要だということと、コミュニケーションを困難とする人たちが、世の中にはたくさん存在するのだと、そういうことを障がいがない人にも知ってもらうことが必要なんじゃないかなと。そのために条例を制定しなければならないというふうに感じます。それで、障がいがある方もない方もというのが、その視点が重要かなというふうに感じました。この助け合いの精神といいますか、そういう声をかけてもらった障がい者の方もうれしいし、声をかけた障がいがない方もやっぱり優しい気持ちになれるという、そういう意味で必要だと思いますし、いろいろな早期からの教育ということも、ずっと前回から言われておりました、そこも感じまして、教育現場という意味での学校とか、そういう中でもいろんな、今やってある人権啓発とかは、さらに条例ができることによって、充実をさせていただけると思いますし、本当にこう子どもの順応性というのは高いのかなあというふうに感じました。そこでちょっと視点はそれですけれども、例えばこの間のコロナで、どこの学校で発生したよということがあったときに、子どもたちは学校でも、そういう差別偏見をしないようにというふうに教育をされているのですよね。先生たちから指導をしっかりとされています。それで、大人。保護者も保護者で、そういう指導を、御家庭でもされてくださいねということで、指導しています。本当に子どもたち、だれも一言もそういうことに触れなかったというのは見事だったと思うので、教育のおかげかなと思うのですけども、大人のほうが、いやどこの学校だったとか、いろんな大人同士そういう話があったときに、私はその教育というのは子どもだけではなくて、大人にも教育が必要なのだなというふうに感じました。そのためにも、やっぱりこの条例があって、大人への教育現場というのは

ないですので、そこでしっかり意識啓発をして、地道にやっていくしかないのだなと思いましたが、インクルーシブ社会の実現のためにも、条例ということで、計画との違いは何なのかということもおっしゃいましたけども、計画はあくまで市のいろんな施策とかを計画するものであって、それをこの大枠は定めてあるのですけども、それを運用していく基準が条例なのかなというふうに思いました。あと、その緊張感ですかね、条例があることによってよりよい、いい意味でのプレッシャーというか、緊張感ができるのかなというふうに感じます。

○永渕副委員長

まとめてという話だったので、休憩のときにちょっとまとめておりました。その御報告をさせていただきたいのですが、ずっと話をしていく中で、まずこの障がい者が……障がい者がというよりも、一般の市民の方も含めて、今、佐賀市民がコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供というのが、やっぱりまず1点としてあります。これが必要なのかなあと。そして、先ほど重田委員もおっしゃったように、手話をしている人が増えているかというところ問題、いわゆる支援者の育成や派遣、その育成の問題。このあたりをして法が必要か、佐賀市では今、重要かなと思います。そして、さっき富永委員がおっしゃったような大人の理解ということでいけば、市民、それとプラス、先ほどから何人かの委員からも出ています、事業者へのこの障がいに対する理解の促進が進むといいということでコミュニケーションボードのお話なども今日ありました。そして、やはりこの市に対しては合理的配慮に向けての環境の整備、これをお伝えする、これが重要なような気がします。執行部に対しては、たびたび出ている学校教育の中での理解、そしてお伝えしたように、支援の必要な児童生徒はどういう支援が、今後インクルーシブ教育の中で、改めてできるようになるのか。そういうところもまた必要。そして災害時情報取得に関する事項、この事項がやっぱり重要だと思います。災害時は障がい者に対して、一体市は何ができるのか。また、我々市民は何ができるのか。それと繰り返されますが、富永委員がおっしゃったように差別。この辺りを防止するためには、やっぱり講座等もしていく必要があるかなというのと、今日、嘉村委員がおっしゃった、協議会の話を少しされたけど、今日の信号の話もくんだりなども聞いていく中で、やはりそういう障がい者の皆さんが何か知りたいたいとお伝えをし、問題を共有していくようなことができるためには、今回のこういう条例、報告を通して、何かこう障がい者の皆さんを知り、また、市民が協議できるような場があると、それがいろんなことにつながっていくとか、先ほどの信号問題の解決とかにつながっていくとか、そういう場所も必要かなと。そういう意味でいろいろ言う中で、やはり総合的なものの計画というところから超えていく。これのために条例というのは必要だし、具体論を形にしていくという意味で必要ではないかなと。ずっと話を聞いていく中で、議論を通して感じた次第です。

○池田委員長

ありがとうございました。ただいま、皆さんからいろいろ意見を述べていただきました。私も今回、最後に執行部と意見交換をさせていただいて、皆さん方が本当に一生懸命、執行部に訴えかけていらっしゃる姿にちょっと感動しました。最初の聴覚障がいの方と意見交換して1年ぐらいたって、その後、所管事務調査をということで進めてきたのですが、当初はなかなかこう、皆さんに伝わるのかなあと感じていましたけれども、本当に皆さん一生懸命勉強されて、その思いを受け取っていただいて、今日それを執行部の方に伝えてもらったのかなと思います。執行部のほうも最初は頑なにもうプランで、計画でという話でしたけれども、今日は少しか、明かりが見えてきたような感じもして、本当に束でかかる力というのはすごいなというふうに思いました。やはりこれが議会のいいところじゃないかなという感じはした次第でございます。私のほうも条例の必要性ということに関しては、本当に先ほど山下明子委員言われたように、障がい福祉政策というものが障がい福祉課単独で対応していくというのはもう限界ですよ。そういう感じがします。例えば前にも言いましたように、ひがさすのスクリーンでの字幕が入っていなかったということがありましたけれども、これも毎回、施設が建つたびにそういった同じ議論が出てくるということが、やはり全庁的に浸透していない、もうそういうあらわれだというふうに感じています。全庁的また横断的に取り組んでいくことで、職員の意識も変わりますし、それが、市民にも伝わっていくものではないかという感じがしております。佐賀県のほうでも手話言語条例が制定されて、聴覚障がい者に特化した条例が施行されていますけれども、佐賀市としても、それを補うための情報コミュニケーション条例として行うという、そういう条例を制定するということが必要じゃないかというふうに考えています。それと、佐賀県では2024年に全国障害者スポーツ大会を開催されるということで、これは佐賀市にも多くの障がい者の方——、競技者であったり、また、関係者の方も訪れることとなります。やっぱりこの機会に市民全体が、障がい者の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現すると。こういうこの思いで、この情報コミュニケーション条例を制定して、強く市民に働きかけていくことが、今の時期だからこそさらに必要じゃないかなという感じがしております。こういったことを、ぜひまた執行部に改めて文書でお伝えしたいというふうに思っているところでございます。皆さんから御意見いただきましたけれども、そのそれぞれの発言に対して、内容について確認いただきたいとこととか、そういったものがありましたら、委員間協議でやっていきたいと思っております。なにかございますか。執行部に対しての意見、提言とか、課題とかも、少しか掲載したほうがいいのかなというふうに思っています。以前、第1回目の執行部との聞き取りの中で、幾つか課題を出した部分があったと思っております。タブレットに入っていると思っておりますけれども、そういったことを少し盛り込みながら、課題を挙げて、そういった課題にもしっかり取り組んでもらいたいということも、一緒に提言としてあげたほうがいいのかなというふうに考えておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○山下明子委員

ちょっと前の分を見ないで言っているのですが、ダブっていればそれはそれとして……、今日のいろんなことを通じて、やっぱり福祉の視点だけでなく、つまり手帳の保持の状態と実情とのギャップがあると思うのですが、そこら辺はやっぱり、執行部が意識して取り組んでいかないといけないんじゃないかと思うので、いつもその事業の数字は上がっているけれども、とても小さいということがあるので、いろんなところでちょっと視野を広げて、実情はどうなのかをつかむ努力をしてほしいなというのがあります。でない、これ引っかけりませんから予算は出ませんとか、さっきみたいな当たり前の答弁になって、それで取り残される人たちがたくさんいるということがあると思うのです。ですので、その手帳保持者以外の実情に迫る努力をしてほしいというのが一つ言いたいなと。

○嘉村委員

……あまり分かんけど、ピンとこんけど、もしそういうふうな状況になったら、手帳をとればいいんじゃないかなと思うのですけど。だから、そういうタイムラグが、とるまでの時間はあるよね。それはどうするかというのは、あるか分かんけど、ちょっとそれなりの基準を設けているからですよ。じゃあ難聴になれば、何級かとかいうものをもっていけばね、いわゆる補助の対象となる基準に合致するわけねと思うのですけどね。

○山下明子委員

そこがだから、実情をちゃんと聞くべきだっていうところで、つまり、基準でデシベルとか示されているのが、実はWHOの基準よりか、日本の場合すごく厳しいのですよ、というようなことがあってね。だから、実情と合っていない、ということがあったりする。だから国連の基準はもっと緩和されているから、本来もうちょっと受けられるはずの人が国連基準——それもあつし、だから、それと必ずしも手帳をとるとなると、例えば症状固定で6カ月だとかいろいろあるじゃないですか、何かいろんなことが。だからそういうことじゃなく、加齢性難聴の人が入らないということになったりするわけなので、要するに、実情聞こえるのか聞こえないのかとか、見えるか見えないかのそのあり方で、対応できるようなシステムになってほしいなあとということだと思っておりますよ。多分当事者の方たちから見ても、そこら辺をよくこう、聞いて酌み取ってほしいなということですよ。

○池田委員長

そこらへんは嘉村委員もおっしゃったように、当事者というかそういった団体の意見というか、やっぱりそういう聞く場をしっかりと持ってもらわないといけないし、この間、視覚障がい者の方との意見交換終わった後にちょっと話したときに、本当によかったと。こういう場がなかったと。本当に真剣にやっぱり議員の皆さんに先生方に聞いていただいてよかったということをおっしゃっていただいて、なかなかそういう場がなくて、自分たちの声を出すところがないということがあったので、そういったところから言うと、やっぱり、いろいろこう支援をしていただきたいというのはもちろんあると思うのですけども、

それより以前に聞いてもらいたいというのが1番だと思うのですよね。だから、市のほうにもそういったものを酌み取っていただいて、何かの機会に常にそういった話を聞く場を、姿勢をとってもらいたいと思うし、やっぱりそのための条例が必要になるよねというところがありますので、そういった部分で報告の中にも、入れられたなと思いますので、その声を入れていきたいと思います。

○山下明子委員

さっき執行部の部長の話の中で、制定するからには、選定の段階から準備の段階から市民を巻き込んでいかないといけないと思うとおっしゃっていて、そこはとても大事な視点だと思うので、その市民というところに本当に多様な人たちで、障がい当事者もだし、その家族だったり、支援者だったり、ということがあるだろうし、一つ気づいたのは、この間、視覚障がいの方たちは、その当事者の人だけ呼んだでしょ。そうすると、逆に言えば当事者はある意味、自分の部分しか分からないというところもあって、だから、全体俯瞰して話せる人というの、本当は必要なのかなというのを。そうでないと、質問したときに、ちょっと自分のことでないとちょっと分かんないよねというので、教育の現場の若い人たちのことが、あの時はわからなかったりとかしますよね。だから、そういう意味で本当に、その意見聞いたりするときに、いろんな立場とか何かを意識してほしいということもぜひ。私たち自身もそうなのです。今回、視覚障がいと聴覚障がいの2つしか聞けなかったもので、時間ができる分、議会としてもいろんなところとの意見交換が、この後もできていくといいのかなあとと思いますけど。

○池田委員長

それから、宮崎のほうも説明では、ある程度幅広い意見交換はしてありますけども、やっぱりそれに当てはまらない部分もあったので、パブリックコメントでかなり意見が来ていましたよね。それひとつひとつにやっぱり回答を出して、こういう分のですよということをやったので、やっぱりそれだけパブリックコメントでいっぱい意見が来るのがすごいなと思ったのです。関心もあるのだなと思いましたけども、そういったことで、全体的な意見の拾いはできるのかなと思います。よろしいでしょうか。それでは多岐にわたる御意見をいただきましたので、これらを基に、正副委員長のほうで報告書の素案を作成し、次の委員会で委員間協議を行いたいと思います。素案につきましては次の委員会までに、委員の皆様にお示しできるように用意したいと思っております。それではほかに御意見ないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御意見ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。次回の所管事務調査は、スケジュールでは3月議会の先議案件の委員会終了後に、開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。